



ニュース・レター

N E W S L E T T E R

令和8年2月発行

第35号

2026. 2

令和6年民法等改正における「養育費の履行確保に向けた見直し」 及び「安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し」について

弁護士 佐野 みゆき

1 はじめに

令和6年5月17日に成立した、「民法等の一部を改正する法律」に基づく改正民法等は、令和8年4月1日に施行予定となっています（以下、施行後の民法を「改正後民法」、改正後のその他の法を「改正後〇法」といいます。）。

本稿では、この改正のなかでも、特に養育費及び親子交流に関する部分、具体的には、先取特権の上限額及び法定養育費の額を検討することになった、「養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会」（以下「検討会」といいます。）の議論経過、同パブリックコメントの結果、それを受けて定められた先取特権の上限額及び法定養育費額に関する法務省令の内容、その今後の制度運用の見通し、並びに「安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し」の今後の制度運用の見通しについて、本稿脱稿時に判明している限度において、ご説明していきたいと思えます。

2 「養育費の履行確保に向けた見直し」について

(1) 養育費に関する改正の概要

養育費に関する改正としては、①養育費債権への一般先取特権の付与、②法定養育費制度の新設、③情報開示命令制度の導入、④民事執行手続のワンストップ化などがその内容となります。

その具体的内容は、①については、②の法定養育費を含め、父母間で養育費の合意があるなど養育費債権を持っている親は他方親に対して、うち相当額につき一般先取特権を有するものとして、調停調書や公正証書などの債務名義がなくても、差押えや財産開示、第三者から

の情報取得申立てをすることができるようにするもの（改正後民法308条の2）、②は、父母が養育費の額を定めずに離婚した場合であっても、離婚のときから引き続き子の監護を主として行う親から他方親に対して、一定額を請求できるようにするというもの（改正後民法766条の3第1項）、③は、養育費等算定に必要な当事者双方の収入等につき、養育費等を定める調停・審判、離婚裁判手続における情報開示義務が定められたもの（改正後家事事件手続法152条の2、改正後人事訴訟法34条の3）、④は、養育費等の請求権について、債務名義又は上記一般先取特権を有している債権者が、財産開示手続申立てや給与債権情報取得申立てをした場合、そこで開示された給与債権の差押えまで自動的に進むという仕組みが新たに導入されたというものです（改正民事執行法167条の17第1項1号2号）。

(2) 先取特権の上限額及び法定養育費の額

このうち、上記①及び②に関連し、改正後民法では、一般先取特権が付される範囲の金額については「子の監護に要する費用として相当な額」（子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して当該定期金により扶養を受けるべき子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額）（改正後民法308条の2）、法定養育費については「父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額」（改正民法766条の3第1項）と定められています。

その具体的な金額は、法務省に設置された検討会において検討されることとなりました。

(3) 検討会の議論経過

検討会は合計6回開催され、第4回会議までの間に、参考人ヒアリングなども踏まえ、主として具体的な額やその算定方法について意見交換がなされました。

このうち、先取特権の上限額については、計算の容易性という観点から物価スライド等ではなく特定額で定めることとなり、子1人当たりの額については、司法統計や全国ひとり親世帯等調査を踏まえ、子1人当たり月額6～8万円で全体の8～9割を捕捉できることなどから、子1人当たり月額8万円という方向で整理されました。子が複数の場合の考え方や先取特権の合計額等に上限を定めるべきかなども議論されましたが、この点に関しては、一般債権者との関係が問題となるところ、給与債権への差押えでは、民事執行法上の差押制限（民事執行法152条）もあるため一般債権者との競合は限定的であること、一般債権者としても子一人当たりの金額を人数倍とするほうが明確性の観点からも優れていることなどから、子が複数の場合は人数倍とし、先取特権の合計額等に上限額は定めない方向性が示されました。

他方、法定養育費の額に関しては、あくまで法定養育費が、父母間で実情に即した養育費額が取り決められるまでの暫定的・補充的なものであることを踏まえて、利便性や予測可能性の観点から、特定額で定めるのが適当とされ、その額については、全国家計構造調査における母子世帯の消費支出、調停離婚等の事件において定められた養育費の額、ひとり親世帯において取り決められた養育費の額のほか、生活保護法に基づく生活扶助基準額の算出方法の考え方、児童手当や児童扶養手当等の社会保障給付の支給額の動向等も参照して、子1人当たり2万円とし、子の数を乗じるという方向性が示されました。

(4) パブリックコメントにおける意見

上記方向性を踏まえ、令和7年9月4日～同年10月3日の間に、上記「民法第308条の2の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令案」（以下「本省令案」といいます。）に対して、パブリックコメントが実施されました。

この省令案は、先取特権が付与される子の監護に要する費用として相当な額を、一月当たり8万円で、定期金により扶養を受けるべき子の数を乗じて得た額とし、法定養育費の額を、一月当たり2万円で、法定養育費を請求する父母の一方が離婚の時から引き続き監護を主として行う子の数を乗じて得た額とするものでした。

また、法定養育費の日割計算を、法定養育費の請求権の始期や終期が属する月の日数を基礎として行うことを定めています。

さらに、本省令案附則第1条では、本省令の施行日を

改正法の施行日としており、その附則第2条においては、「この省令施行後、本省令の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする」とされています。

パブリックコメントには363件の意見が寄せられました。

養育費債権に付与される先取特権の上限額については57件の意見があり、賛成13件、反対44件でした。反対意見の例としては、物価上昇や教育費増大を理由に10万円や30万円への引上げを求めるものなどがある一方、5千円や5万円への引下げを求める意見もありました。また、父母の収入、子の年齢、特別費用、経済指標への連動など、個別事情を反映した算定方法を求める意見もありました。

法定養育費の額については239件と最も多くの意見が寄せられ、賛成27件に対し、反対が多くを占めました。反対意見の多くが、2万円では子の最低限の生活や教育を支えられないとして、より高額を求めるものでしたが、他方で、支払能力や協議促進への影響を理由に低額化を求める意見もありました。

附則（施行期日・検討）については、見直し規定が不十分として、5年ごとの定期的な検証や、物価指数等の具体的指標を明示すべきとの意見が出ていました。

さらに、省令案の対象外であるものの、制度全般について、名称の見直し（「法定養育費」以外の呼称）、養育計画作成の義務化、養育費の強制徴収・立替払制度、親子交流の履行確保策などを求める意見が寄せられました¹。

(5) パブリックコメント後の検討

以上のようなパブリックコメントの内容をも踏まえた上で、検討会で、再度、検討が重ねられました。

特に法定養育費の額については反対意見が多く、その内容の多くが、2万円では実際の子の養育に不足するというものでしたが、法定養育費はあくまで養育費額について父母間で取り決めがなされない場合の暫定的・補充的制度です。個々の事情を踏まえた当該子の養育に適切な養育費額は、本来、子の年齢や生活状況、就学状況等の事情を踏まえて、父母の協議等により定められるべきものであること、法定養育費のみで当該家庭における子の監護に要する費用のすべてを賄うことを前提としているものではないこと、法定養育費は、ひとり親家庭において利用することができる社会保障給付の支給額等も勘案した額であることなどを理由に、かかる意見を踏まえても、法定養育費としては月額2万円という金額が相当という意見でまとまりました。

もっとも、こうした意見が出てくると自体、「法定

1 養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会第5回検討会資料参照

養育費」制度の趣旨・内容についての周知が十分ではない可能性があることなどを踏まえ、国民への更なる周知・説明の必要性などが改ためて確認されました。

また、今回定められた先取特権の上限額及び法定養育費は、省令附則2条で「施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を高めるものとする」と規定されているとおり、将来にわたり、変更が予定されていないものではありません。

(6) 省令の内容

結果、養育費債権に付与される先取特権の上限額は、1月当たり8万円に、定期金により扶養を受けるべき子の数を乗じた額とするものとされ（法務省令第56号「民法第308条の2の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定」（以下「省令」といいます。）1条）²、法定養育費の額は、2万円に、請求する父母の一方が離婚の時から引き続き監護を主として行う子の数を乗じて得た額と定められました（省令2条）³。

加えて、法定養育費の日割り計算は、離婚の日の属する月又は民法766条の3第1項各号に掲げる日の属するいずれか早い日の属する月の日数を基礎としてこれを行うものとされ、この法定養育費の規定は、婚姻取消し（民法749条）、裁判上の離婚（民法771条）及び認知（民法788条）において準用されます。

また、附則においては、省令が、令和6年民法改正施行日から施行されること、及びこの省令の施行後、この省令の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとするとされました。

(7) 今後の運用見通し

この省令の規定は、改正法施行日から施行されるものとされており（省令附則1条）、特に、先取特権の上限額については、施行日前の離婚であっても、施行日以降に生じた各期の定期金に適用されます（改正法附則第3条）。

もっとも、本稿脱稿時点においては、どのようなものか、先取特権の実行の要件となる「一般先取特権の存在を証する文書」（民事執行法181条1項4号及び193条1項等参照）として認められるようになるのか、未だ明確にはなっていません。現実一般先取特権が養育費履行確保として有効に機能するものとなっていくかについては、今後の運用を注視していく必要があります。

また、法定養育費は、施行日後の離婚に適用されますが、あくまで父母間で合意がない場合の暫定的・補的な制度ですから、子の利益のためには、協議離婚時にきちんと父母間で、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえた養育費額の取り決めがなされることが本来期待されるところです。

なお、協議離婚時に養育費を定めずに、後日、養育費額を父母間で合意することになった場合には、取り決めで以降の将来分の養育費の支払いのみならず、当該取り決め時までの既発生法定養育費額について未払分の有無やその支払い方法等についても合意する必要が出てくることにも留意が必要です⁴。

3 「安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し」について

(1) 親子交流に関する改正の概要

親子交流に関する改正内容は、①婚姻中別居時の親子交流の明文化（改正法817条の13）、②裁判手続における親子交流の試行的実施（人事訴訟法34条の4、家事事件手続法152条の3）、③親以外の第三者と子との交流に関する規律の新設（改正法766条の2、817条の13、4項）というものです。

①は、現行法下において民法766条（離婚後の子の監護に関する規定）を類推適用しているものが明文化されたもの、②は、従前の実務においても試行的面会交流が実施されていたものの、その実施要件や方法等について明文がなかったところ、親子交流の状況等をその後の調整・判断の資料とすることを目的として、事実の調査のため、当事者に対して親子交流の試行的実施を促すことができる仕組みが新設されたもの、③は、子の利益のために特に必要がある場合に、父母以外の親族と子との交流を家庭裁判所が定めることができるものです（改正法766条の2、817条の13、4項）。

(2) 今後の運用見通し

①については、すでに民法766条類推適用で実務運用されており、その状況に変化はないと考えられますので、以下、②及び③につき、運用見通しにつき、概説していきます。

ア 親子交流の試行的実施とその促しについて

家庭裁判所は、改正法下、家庭裁判所が親子交流の試行的実施を促すものは、全て改正後家事事件手続法152

2 官報令和7年12月12日第1608号

3 前掲注1

4 北村治樹「一問一答令和6年民法等改正家族法制の見直し（親権・養育費・親子交流等）」125頁

条の3第1項に基づく親子交流の試行的実施の促しであり、同条2項により調査官が立ち会う方法での親子交流の試行的実施が行われる場合には家事事件手続法58条に基づく調査官調査としての親子交流の試行的実施と整理しています⁵。

この場合、改正後家事事件手続法152条の3第1項に定められている「事実の調査のため必要があると認められるときであること」（積極的要件）については、最終的な審判の判断のために資料を収集する必要がある場合に限られず、従前の運用同様、それまでの手続きにおいて把握した親子交流に関する課題を解決又は低減したり、新たな課題を把握したりし、それらを父母と共有することで、その課題の解決に向けた父母の主体的な取組を支援するなど、子の利益にかなう親子交流のあり方を検討するために親子交流の試行的実施が有益である場合なども広く事実の調査のために必要があると認める場合に該当するとしています⁶。

他方、「子の心身の状態に照らして相当でないと認める事情がないこと」（消極的要件）については、最終的には家庭裁判所の裁量的判断としつつも、その判断に当たっては、親子交流の試行的実施が子に対して何らかの悪影響を与えるおそれがないかどうかという観点から、子の安全・安心に係る事情を中心としつつ、子の心身の状態と密接に関わる同居親の心身状況、親同士の関係性、親子関係、子の状況（子の意向・心情）といった種々の考慮要素を幅広く検討し、慎重に判断されることとなるとしています⁷。

親子交流の試行的実施の促しを行う場合、この積極的要件、消極的要件の充足の有無が検討されることとなりますが、親子交流を実施すること自体について争いがある場合には、必要に応じて、調査官調査の要否も検討することになるものとされています⁸。

なお、改正後家事事件手続法152条の3第2項では、親子交流の試行的実施の促しをする際、家庭裁判所は、交流方法、交流日時及び場所、立会いの有無や、有害な言動の禁止など、適当と認める条件を付することができるものとされています（人事訴訟法34条の4、家事事件手続法152条の3）が、その他の者の立会いその他の関与の有無については、当事者間で選定した第三者（親族等）又は親子交流支援機関の支援の下で実施する方法、調査命令に基づき調査官が関与する方法が考えられると

しています⁹。

さらに、改正後家事事件手続法152条の3第3項では、家庭裁判所は、上記試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告（試行的実施をしなかったときは、その理由の説明）を求めることができるものとされています（人事訴訟法34条の4、3項、家事事件手続法152条の3、3項）。

親子交流支援機関を対象とする調査官調査や調査囑託を行うことは相当でないことから、この報告は、親子交流支援機関を利用して親子交流の試行的実施を行った場合でも、当事者が書面等で報告をすることになるとされています¹⁰、親子交流支援機関に対して報告が求められるものではありません。

イ 父母以外の親族と子の交流について

父母以外の親族と子の交流の申立権は、原則として父母にあります。父母以外の親族（①子の直系尊属、子の兄弟姉妹、③それ以外の親族であって過去に子を監護していた者に限ります。）は、他に適当な方法がない時に限り申し立てることができるものとされています。

もっとも、家庭裁判所が父母以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができる場合、「子の利益のため特に必要がある」という要件を満たす必要があります。この要件につき、子と当該親族との間に親子関係に準ずるような親密な関係性（深い愛着関係）があることが必要であり、そのような関係性があるといえるためには、当該親族が相当期間当該子と同居して監護に関わっていたことなど、子の養育に濃密に関わって、親子関係に準じた親密な関係を形成してきたことを根拠づける具体的な事情が必要となるものとされています¹¹。

4 まとめ

以上、改正法施行前の段階において、未だその運用がどうなるかは明らかではない点多々あります。そのため、甚だ不十分ではありますが、現在判明している限りで情報共有させていただきました。少しでも支援の現場に携わる皆様のお役に立てることができればうれしい限りです。

5 東京改正家族法研究会「改正家族法の要点と解説Ⅱ」家庭の法と裁判No.59 30頁

6 前掲注5、30頁

7 前掲注5、32頁

8 前掲注5、35頁

9 前掲注5、33頁

10 前掲注5、34頁

11 前掲注5、39頁



地域に密着した相談支援を…… 母子自立支援員さんたちの取り組み



流山市の鳥 オオタカ

千葉県流山市 母子・父子自立支援員 **山田 和子**

流山市は千葉県北西部に位置し、「都心から一番近い森のまち」として自然と都市の利便性を併せ持つ街です。「市野谷の森」などオオタカが生息する豊かな緑を残し、歴史的には江戸川・利根運河の水運で栄え、「味醂^{みりん}の町」として知られてきました。つくばエクスプレス開通後は都心へのアクセスが向上し、子育て支援を掲げた政策「母になるなら流山市」により、人口がこの10年で約4万人増加しました。特に30代後半の子育て世代が多く、保育の量的拡大が喫緊の課題でしたが、積極的に認可保育所等を整備した結果、令和3年には待機児童ゼロを実現しています。

私が所属する子ども家庭課では、児童手当・児童扶養手当などの給付、虐待・DV相談、こども計画策定、就労支援、子育て支援サービス全般を担当しています。母子・父子自立支援員としての相談件数は年間1,350件にのぼり、年々増加傾向にあります。中でも、養育費・親子交流を含む離婚前相談が最も難しい分野です。ひとり親家庭の多くは経済的・心理的負担が大きく、母子世帯の約4割が非正規雇用という厳しい労働環境に置かれています。児童扶養手当の申請時には、母子・父子自立支援員と家庭児童相談員が同席して状況を聞き取りますが、この段階で養育費の取決めがない、又は受け取っていない家庭は7割以上にのぼります。

養育費に関する相談では、「元夫が自営業で収入を

操作できる。」、「離婚後に相手が失職して支払いが止まった。」、「相手の再婚により減額を求められた。」などの課題があります。また、「子どもに会わせないなら養育費は払わない。」といった親子交流をめぐるトラブルも多く、支援の難しさを感じる場面が少なくありません。

困難なケースでは、「何とかして支援したい。」と気持ち焦りジレンマに陥ります。一人で抱え込まず担当係員と相談して対応を決定し、定期的なケースカンファレンスで情報共有や振り返りを行っています。こうした取り組みにより、学び合いながら支援の質を高める体制が整えられています。

さらに流山市では、令和7年度から「こどものための養育費確保等支援制度」を導入し、公正証書作成や裁判外紛争解決手続（ADR）の費用助成を開始しました。市民からの反響も大きく、令和8年度以降も、千葉県母子寡婦福祉連合会が実施する「親子交流支援」等の施策を積極的に情報発信するとともに、身近な相談窓口として、「離婚前後のご家庭を対象とした無料の弁護士相談」の実施について、検討を進めています。

今後も、養育費・親子交流相談支援センターの相談支援や母子・父子自立支援員等研修会、全国研修会、地域研修会を活用しながら、ひとり親家庭に寄り添う支援を継続していきたいと考えています。



執務中の山田さん



一人一人に寄り添った支援を提案します

お知らせ

今年度の地域研修会におきましては、全体講義の前に15分ほどお時間を頂いて、センター長から、改正民法の概要に関する説明と最新情報の提供をさせていただきました。皆さんの不安を軽減するために、少しでもお役に立てたとすれば幸いです。

さて、間もなく、4月1日には改正民法が施行されます。センターのパンフレットやリーフレットにつきましては、改正民法に対応した内容に改定し、今般、送付させていただきましたので、ご利用ください。研修資料（「養育費相談の手引き」、「親子交流に関する手引き」等）につきましては、現在、その改定について、鋭意努力しているところです。皆様が地域研修会等に参加された際にはお届けできるようにしたいと考えておりますので、もう少しお時間を頂きたいと思います。

また、本年度の地域研修会におきましては、できる限り、研修参加者の相談経験年数別に班分けをして、班別演習を実施いたしました。昨年度までは、初任者からベテランまでが混在する班で班別演習を実施しておりましたが、先輩方の経験に基づく発言を聞くことができて勉強になったという感想もありましたし、発言の内容が難しくついていけない部分もあったという感想もありました。そこで、今年度は、臆することなく自発的な発言ができる場（班）を提供したいと考え、また、より均質な参加者の班とすることで議論を活性化し理解を深めたいと考え、相談経験年数別の班分けを試みました。初任者の多い班では、議論が低調となったりした面も散見されましたので、この点については、班別講師のファシリテーション技術を高めていくことで解決していきたいと考えております。

なお、シリーズ化している「豆ちしき」につきましては、紙面の関係上、お休みとさせていただきますので、ご理解ください。

今年度の地域研修会及び全国研修会につきましては、次のとおり開催されました（実は、このお知らせ原稿は、全国研修会の開催準備、研修資料の改定作業の合間を縫って起案しています🦋）。

【2025年度の地域研修会実施一覧】

- 7月17日（木）北海道地域研修会（札幌市）（オンライン型）
- 9月5日（金）中部地域研修会（名古屋市）（※）
- 9月18日（木）中国地域研修会（広島市）（※）
- 10月30日（木）関西地域研修会（大阪市）（※）
- 11月13日（木）東北・北海道ブロック研修会（福島市）（福島県と共催）（オンライン型）
- 11月21日（金）四国ブロック研修会（高松市）（香川県と共催）（集合型）
- 12月11日（木）九州地域研修会（福岡市）（※）
- 1月9日（金）関東地域研修会（港区）（※）

【2025年度の全国研修会実施一覧】

- 6月26日（木）～27日（金）
母子・父子自立支援員等研修会（旧養育費専門相談員等研修会）（※）
- 1月30日（金）養育費・親子交流の相談支援に関する全国研修会（※）

（注）※印は、オンライン型と集合型の同時実施を示す。

編集後記

- ★このニュース・レターがお手元に届くころには、全ての地域研修会と全国研修会が終了し、入札や新たな研修資料の作成作業で忙殺されているものと思います。4月1日には、新民法が施行されますので、皆様のところにも、新民法に絡む沢山の相談が寄せられていることと思われます。一人で抱え込まず、声に出しましょう。必ず誰かが助けてくれるはずですよ。もちろん、当センターも全面的にバックアップいたします。（まひ）
- ★4月からの改正民法施行を見据えて、このところ多くの講師派遣依頼や、自立支援員や相談員の皆様からの電話相談をいただいています。改めて、皆様の日常的な相談業務の支援を行うという当センターの役割の重みを感じているところです。（陽）
- ★今年度も研修会に追われる怒涛の1年でしたが、なんとか無事に終われそうです。いつも研修準備でバタバタしていて、参加者の皆様とゆっくりお話しできる機会がなく残念ですが、集合型での参加者の皆様が仲良く帰っていく姿を見るのを楽しみにしています。私事ですが、孫が小学1年生の最終学期を迎える事が出来ました。まだまだ甘えん坊で、ストレスがたまるとギューしてと言ってきます。相変わらず宿題に悪戦苦闘していて、我が家では叫び声がたえません。（笑）（エビ）
- ★娘の結婚式の準備で写真の整理を始めました。セピア色の記憶は色褪せず鮮明に思いだせるのに、昨日食べた物が思いだせない事があります（^_^;）。今年度も残すところ数か月。研修も無事に終わり安堵の最中、気を抜かず年度末の統計作業に向け尽力します。（RT）

養育費・親子交流相談支援センター（こども家庭庁委託事業）

（公益社団法人 家庭問題情報センター）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-29-19 池袋KTビル10階 TEL 03 (3980) 4194

✉ メールアドレス info@youikuhi.or.jp